



日・ギリシャ租税条約

(正式名称: 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための
日本国とギリシャ共和国との間の条約)



背景

- ギリシャは、地中海における海運交通の要衝。地理的に欧州(バルカン半島)、中東、北アフリカと深い関係。
- ギリシャは、海運大国であり、商社、船舶関連会社といった日系企業が進出している等、両国の経済関係が緊密化。
- ギリシャは、2009年、信用不安から経済危機が発生したが、EUによる財政支援により改革が進展するなど、経済危機から回復中(2022年8月で第3次金融支援後の欧州委員会による監視強化が終了)。



主な内容

◆ 二重課税の除去のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲・限度税率等を規定

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得)

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2) 投資所得(配当・利子・使用料)に対する源泉地国での課税を制限

配当	利子	使用料
5%(親子会社間) 10%(その他)	免税(政府受取等) 10%(その他)	5%

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む)

◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を整備

(1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入

(2) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入

(3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入

■ 人口:

約1,057万人(2022年)

■ 一人当たりGDP:

20,732米ドル(2022年)

■ 在留邦人:

638人(2022年)

■ 進出日系企業:

37社(2023年)

■ 進出分野:

卸売・小売、一般機械等

(参考)

■ ギリシャは、日本を除くG7諸国、中国、韓国等約55か国・地域との間で租税条約が発効済み。

■ 2023年1月にミツオタキス首相が訪日。2018年7月に中根外務副大臣(当時)が訪問。

■ 2023年11月に署名(於: アテネ)。

早期締結の必要性

- 早期に租税条約を締結し、課税範囲や限度税率についての法的安定性や予見可能性を高めることにより、両国間の投資・経済交流を促進するとともに、国際的な脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。